

京都市人権文化推進計画に掲げる重要課題【感染症患者等の人権の尊重】について
 ＜新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の取組について＞

1 現状・課題（新型コロナウイルス感染症に関連した差別的取扱いに関する相談対応事例の把握）

- 新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大に伴い、感染者やその家族、医療に携わる方々をはじめ社会機能を維持していただいている方々に対する差別的な言動の事例が生じている。
- 京都市にも数件、以下のような差別的取扱いに関する相談があった。
 - ①感染者とその家族への差別的取扱いに関する相談
 - ②医療従事者等とその家族への差別的取扱いに関する相談
 - ③思い込み、過剰な反応による差別的取扱いに関する相談
 【別紙1参照】

相談に対しては、いずれも、事実確認のうえ、濃厚接触者の定義など正しい情報を説明したり、当事者間で話し合うことを助言するなど対応した。

【参考】全国の法務局において救済手続を開始した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件（令和2年）
 件数：175件（差別待遇：74件、プライバシー：41件、労働権関係：32件など）

【相談事例（概要）】

- ①差別待遇に関すること
 配偶者が医療従事者であることを理由に、来院を控えるよう言われた。
- ②プライバシーに関すること
 生徒の親が感染したことを学校に報告。
 学校から他の保護者宛に送ったメールが、感染者が特定されるような内容であった。
- ③インターネットに関すること
 インターネット上の掲示板に、自身の氏名とともに新型コロナウイルス感染症に感染した旨の虚偽の書き込みがされた。

2 令和2年度の取組実績【詳細：別紙2参照】

（1）啓発・教育（主なもの）

ア 市長メッセージの発信

- 対策本部会議等において誹謗中傷を控えるよう求める市長メッセージを発信（令和2年3月～）
- 「STOP！コロナ差別ー差別をなくし正しい理解をーキャンペーン」に市長のメッセージ動画を掲載（7月～）

イ 全庁的な取組

- オリジナル啓發文※を作成し、全庁的な活用呼び掛けを実施
 - ※「断ち切ろうコロナ差別。あなたも、私も、不安は同じ。思いやりを大切に、みんなで乗り越えましょう」
- 【活用実績】
 - ・各区役所・支所のモニターに本市オリジナル啓發文を掲示（11月）
 - ・オリジナル啓發文と冷静に行動するためのセルフチェック欄を記載したチラシの作成及び地下鉄広告の掲示（掲示期間＝令和3年3月1日～）
- 4コマ漫画による啓発ポスター「新型コロナ感染 こんなケースにご注意を！」の作成
 - ※HP上にデータをダウンロードできるようにしており、各局区等が状況に応じて活用

ウ 各種広報媒体を活用した啓発

- 市民しんぶん、差別や偏見防止のための記事を掲載
(5月, 10月, 11月, 12月, 翌1月: 市内各戸に配付しているほか, 本市施設等でも配架)
- 「新しい生活スタイル」に関する障害のある方への配慮について, 感覚過敏等の特性によりマスクの着用が困難な事例等を情報館に掲載(8月~)(市民しんぶん12月号にも掲載)
- 児童館, 学童保育所, 放課後ほっと広場への啓発ポスター等の送付(9月, 11月)
- 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」に啓発記事を掲載(12月号)
- 「京都はぐくみ通信/GoGo土曜塾」に差別・偏見防止の啓発記事を掲載(1・2月号)

エ 各区役所・支所における取組

独自に作成した啓発チラシ配布やポスター掲示, 講演会の開催, 市民しんぶん区版啓発記事掲載, 人権啓発イベント等における啓発グッズの配布 など

オ 学校における取組

- 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令, 解除や延長等に際し, 学校園に発出した関係所属及び教育長通知の中で, 児童生徒の心のケアと感染症への誤解や偏見等の防止を啓発
- 学校園における新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等についての指導資料や教材の提供

(2) 相談体制の充実, SNS 等における誹謗中傷への対応

人権相談窓口の周知のほか, 新型コロナウイルス感染症による社会生活への影響を踏まえ, 本市の既存の相談窓口について, 以下のとおり充実を図った。

ア 相談体制の充実

人権相談窓口の周知のほか, 新型コロナウイルス感染症による社会生活への影響を踏まえ, 本市の既存の相談窓口について, 以下のとおり充実を図った。

○自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう・こころ・ほっとでんわ」の拡充【令和2年8月~】

相談時間	変更前	平日(3時間対応)	令和元年度相談件数	325件
	変更後	土日祝含む毎日(24時間対応)	令和2年度相談件数	3,829件

○市立中・高生徒を対象としたSNS相談窓口の緊急開設

期間	登録者数及び相談件数(累計)
令和2年5月7日~9月30日	368人, 226件
令和3年1月3日~1月31日	404人, 33件

イ SNS 等における誹謗中傷への対応

京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請(1件)

(3) 職員研修の実施

各局区等において, コロナ差別の事例や各種資料を活用し, 新型コロナウイルス感染拡大に伴う人権上の課題や人権擁護の必要性等に関する研修を実施(37件)

3 今後の取組について

令和3年2月に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、地方自治体には、以下の責務が定められている。

- 新型コロナウイルス感染症患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握及び相談支援
- 広報その他啓発活動

(1) 感染症に関する正しい知識の普及、偏見差別など防止に向けた啓発

新型コロナウイルスに関する偏見による差別的取扱いは、許されるものではないが、一方で、「感染症に対する不安や、自分や自分の身近な大切な人を守りたい」という気持ちは誰もが持っていると考えられる。

感染リスクに関する正しい知識の普及と、偏見・差別の防止などの啓発を両輪で進め、市民と共に、互いを思いやり、コロナをみんなで乗り越える機運の醸成を図る必要がある。

<具体的な取組内容>

ア 正しい知識の普及、差別・偏見の防止に向けた発信

- ・市民しんぶん（8月1日号）
- ・人権総合情報誌「きょう☆COLOR」（8月号）で、シトラスリボンの缶バッジを無料配布している（有）小川金正堂について掲載予定

イ 互いを思いやり、コロナをみんなで乗り越えるための市民ぐるみの啓発

- ・シトラスメッセージの募集・応募作品を活用した啓発（詳細：[別紙3](#)参照）

(2) 相談体制の充実、SNS 等における誹謗中傷への対応

新型コロナウイルスを起因とする差別的取扱いに関する相談に適切に対応するため、引き続き、相談窓口の周知、体制の確保に努める。

<具体的な取組内容>

ア 相談体制の充実

- ・人権相談マップによる相談窓口の周知（予定）
- ・「きょう・こころ・ほっとでんわ」の24時間対応の継続（令和4年3月まで）
- ・市立中・高生徒を対象としたSNS相談窓口の開設（予定）
（第1期：令和3年8月16日～9月30日 第2期：令和4年1月4日～1月31日）

イ SNS 等における誹謗中傷への対応

- ・京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請

なお、相談対応事例については、定期的に把握を行い、フィードバックすることで、全庁的に、新型コロナウイルス感染症に対して、互いを思いやり、支え合いながらともに乗り越えていく社会の実現に向けた取組にいかしていく。